○美馬市みまっこ医療費の助成に関する条例

平成１７年３月１日
条例第１１３号
改正　平成１８年６月２３日条例第３３号
平成１９年３月１６日条例第１３号
平成２１年７月３日条例第３０号
平成２５年２月２２日条例第２４号
令和元年６月２８日条例第６号

（目的）

第１条　この条例は、みまっこ医療費として子どもに係る医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「子ども」とは、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。

２　この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。

３　この条例において「医療に関する給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

４　この条例において「医療保険各法」とは、健康保険法（大正１１年法律第７０号）その他規則で定める法令をいう。

５　この条例において「小児特定疾患医療給付」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５８条の規定に基づき国又は地方公共団体が負担する育成医療その他規則で定める医療に関する給付をいう。

（助成を受ける資格）

第３条　この条例によりみまっこ医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者である子ども（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている世帯に属する子どもを除く。以下「対象子ども」という。）の保護者で、美馬市の区域内に住所を有するものとする。

（みまっこ医療費の助成）

第４条　美馬市は、対象子どもの疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法の規定により助成対象者が負担することになる費用から、各法の規定による附加給付金等及び規則で定める額を控除した額を規則で定める手続に従い、助成対象者に対し、みまっこ医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について、小児特定疾患医療給付等国又は地方公共団体の負担により医療に関する給付が行われたときは、当該医療に関する給付が行われた限度において、みまっこ医療費は支給しない。

２　前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（支給の方法）

第５条　美馬市は、対象子どもが、健康保険法第６３条第３項第１号に規定する保険医療機関、保険薬局その他規則で定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合には、みまっこ医療費として助成すべき額の限度において、助成対象者が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、助成対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

２　前項の規定による支払があったときは、助成対象者に対し、みまっこ医療費の支給があったものとみなす。

３　美馬市は、第１項の規定により、保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を徳島県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

（損害賠償との調整）

第６条　美馬市長は、助成対象者が当該対象子どもに係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、みまっこ医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したみまっこ医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（みまっこ医療費の返還）

第７条　美馬市長は、偽りその他不正の手段によりみまっこ医療費の支給を受けた者に対し、当該みまっこ医療費に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第８条　みまっこ医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１７年３月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の脇町乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和４８年脇町条例第３号）、美馬町乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和４８年美馬町条例第９号）、穴吹町乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和４８年穴吹町条例第８号）又は木屋平村乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和４８年木屋平村条例第３号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成１８年６月２３日条例第３３号）

この条例は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月１６日条例第１３号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の美馬市乳幼児等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に対象乳幼児等が受けた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に対象乳幼児等が受けた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成２１年７月３日条例第３０号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２１年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の美馬市みまっこ医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に行われる医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成２５年２月２２日条例第２４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の美馬市みまっこ医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に行われる医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附　則（令和元年６月２８日条例第６号）

（施行期日）

１　この条例は、令和元年９月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の美馬市みまっこ医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に行われる医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

○美馬市みまっこ医療費の助成に関する条例施行規則

平成１７年３月１日
規則第５９号
改正　平成１８年９月２７日規則第６０号
平成１９年４月１日規則第２１号
平成２０年１月２８日規則第２号
平成２０年２月２８日規則第５号
平成２１年２月１７日規則第２号
平成２１年７月３日規則第３１号
平成２１年１０月２９日規則第３７号
平成２５年３月２２日規則第１６号
平成２６年１２月２６日規則第５０号
平成２７年１２月２５日規則第５１号
平成２９年６月３０日規則第６２号
平成３０年１２月１２日規則第５１号
令和元年６月２８日規則第５号
令和３年９月１日規則第５７号

（趣旨）

第１条　この規則は、美馬市みまっこ医療費の助成に関する条例（平成１７年美馬市条例第１１３号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第２条第４項の規則で定める法令）

第２条　条例第２条第４項に規定する規則で定める法令とは、次に掲げる法律とする。

（１）　船員保険法（昭和１４年法律第７３号）

（２）　国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）

（３）　私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）

（４）　国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）

（５）　地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）

（条例第２条第５項の規則で定める医療）

第３条　条例第２条第５項に規定する規則で定める医療とは、次に掲げる医療とする。

（１）　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２０条第２項に規定する療育医療

（２）　母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第２０条第１項に規定する養育医療

（３）　児童福祉法に規定する小児慢性特定疾患医療支援

（４）　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）に規定する医療

（５）　独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成１４年法律第１６２号）に規定する災害共済給付

（６）　学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２４条及び第２５条に規定する地方公共団体の援助及び国の補助

（条例第４条第１項に規定する額）

第４条　条例第４条第１項に規定する額は、病院若しくは診療所等（保険薬局を除く。）診療報酬明細書（訪問看護診療費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、満１２歳に達する日以後の最初の４月１日から満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者の入院及び通院に係る医療費を６００円とする。なお、医療に関する給付に要する費用のうち、医療保険各法の規定により、助成者が負担することになる費用が定める額に満たないときは、当該金額とする。

（みまっこ医療費受給者証の交付の申請）

第５条　みまっこ医療費受給者証の交付を受けようとする者は、あらかじめみまっこ医療費受給者証交付申請書（様式第１号）に市長が必要とする書類を添付して市長に提出するものとする。

２　みまっこ医療費受給者証の交付の申請を行った者は、市長が所得額に関する書類

等の提出を必要と認める場合には、速やかに当該書類を市長に提出しなければならない。

３　市長が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第１９条第９号の規定により地方税関係情報を照会する場合は、前項の交付の申請を行った者は、同項に規定する書類として当該照会に関する同意書（様式第１号の２）を提出しなければならない。

（受給者証の交付）

第６条　市長は、前条第１項の規定による申請を行った者が助成対象者であることを確認したときは、当該申請を行った者に対して、受給者証（様式第２号、様式第２号の２）を交付しなければならない。

２　前項の規定により交付された受給者証の有効期間は、交付の日から直近の８月３１日まで（対象子どもが満３歳、満６歳に達する場合はそれぞれ満３歳、満６歳の誕生日の前日の属する月の末日まで、満１２歳に達する場合は満１２歳に達する日以後の最初の３月３１日まで）とする。ただし、対象子どもが、満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日を超えることはできない。

３　受給者証の有効期間を更新しようとする者は、８月１日から同月３１日までの間に、みまっこ医療費受給者証交付申請書に市長が必要とする書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、次条第１項各号に定める事項に変更のない場合（当該申請期間中に同条の規定による変更の届出書を提出した場合を含む。）は提出を要しない。

４　前項の規定により受給者証の有効期間の更新がなされた場合における受給者証の有効期間は、従前の受給者証の有効期間の満了の日の翌日から１年（対象子どもが満３歳、満６歳に達する場合はそれぞれ満３歳、満６歳の誕生日の前日の属する月の末日まで、満１２歳に達する場合は満１２歳に達する日以後の最初の３月３１日まで）とする。ただし、対象子どもが、満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日を超えることはできない。

５　受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、受給者証の交付を受

けた後、条例第３条に規定する資格を失ったときは、直ちに受給者証を市長に返還しなければならない。

（受給者証の再交付の申請）

第７条　受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第２号の３）を市長に提出して、その再交付を受けることができる。

（１）　受給者の氏名及び生年月日

（２）　対象子どもの氏名及び生年月日

（３）　再交付申請の理由

（４）　受給者証の番号

２　前項の申請が受給者証を破り、又は汚したことによるものであるときは、同項の申請書（様式第２号の３）に当該受給者証を添えなければならない。

３　受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

（受給者証の変更届）

第８条　受給者は、次に掲げる事項について変更が生じた場合には、１４日以内に変更の事項を明らかにした届書に受給者証を添付して市長に提出しなければならない。

（１）　受給者の氏名

（２）　対象子どもの氏名

（３）　住所

（４）　加入社会保険名

２　市長は、前項の届出があったときは、当該受給者証の記載事項を訂正して速やかに受給者に返還しなければならない。

（受療の手続）

第９条　受給者は、医療を受けようとする際、保険医療機関等に次に掲げる書類を提出しなければならない。

（１）　被保険者証又は組合員証

（２）　受給者証

（受給者証の返還）

第１０条　保険医療機関等は、受給者に係る対象子どもについて診療を担当しなくなったときその他正当な理由により当該受給者から受給者証の返還を求められたときは、当該受給者にこれを返還しなければならない。

（支払の特例）

第１１条　市長は、対象子どもが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該助成対象者に対し、みまっこ医療費を支給するものとする。

（１）　徳島県の区域外の医療機関において療養を受けた場合

（２）　医療保険各法の規定による療養費の対象となる療養並びに小児慢性特定疾病医療支援及び難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する医療を受けた場合

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

２　前項の規定によりみまっこ医療費の支給を受けようとする助成対象者は、みまっこ医療療養費請求書（様式第３号）に保険医療機関等が発行する領収書その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。

（条例第５条第１項の規則で定める病院、診療所又は薬局）

第１２条　条例第５条第１項の規則で定める病院、診療所又は薬局とは、次に掲げるものとする。

（１）　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第６３条第３項第２号及び第３号に規定する病院若しくは診療所又は薬局

（２）　健康保険法第８８条第１項に規定する指定訪問看護事業者

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの

（第三者行為による被害の届出）

第１３条　みまっこ医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、助成対象者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに、市長

に届け出なければならない。

（みまっこ医療台帳）

第１４条　市長は、受給者についてみまっこ医療台帳（様式第４号）を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。ただし、みまっこ医療台帳に記載すべき事項を電子計算機により確実に記録し、これを適正に管理及び利用することによって事務を支障なく行い得る場合については、みまっこ医療台帳の作成を省略することができる。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１７年３月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の脇町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和５８年脇町規則第１号）、美馬町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和４８年美馬町規則第３２号）、穴吹町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和４８年穴吹町規則第５号）又は木屋平村乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和４８年木屋平村規則第４号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成１８年９月２７日規則第６０号）

（施行期日）

１　この規則は、平成１８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の美馬市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成１８年１０月１日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

３　この規則の施行日前に交付された受給者証のうち、改正後の規則第４条及び第５

条に規定する所得制限を超えない受給者に交付された受給者証は、改正後の規則様式第２号の規定による受給者証とみなす。

附　則（平成１９年４月１日規則第２１号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の美馬市乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に対象乳幼児等が受けた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に対象乳幼児等が受けた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成２０年１月２８日規則第２号）

この規則は、平成２０年２月１日から施行する。

附　則（平成２０年２月２８日規則第５号）

１　この規則は、平成２０年３月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の美馬市乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成２０年２月１日以後に行われた乳幼児等に対する医療に係る支払の請求について適用し、同日前に行われた乳幼児等に対する医療に係る支払の請求については、なお従前の例によることができる。

附　則（平成２１年２月１７日規則第２号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年７月３日規則第３１号）

この規則は、平成２１年９月１日から施行する。

附　則（平成２１年１０月２９日規則第３７号）

この規則は、平成２１年１１月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２２日規則第１６号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の美馬市みまっこ医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成２５年４月１日以後に行われた子どもに対する医療に係る支払の請求について適用し、同日前に行われた子どもに対する医療に係る支払の請求については、なお従前の例による。

附　則（平成２６年１２月２６日規則第５０号）

この規則は、平成２７年１月１日から施行する。

附　則（平成２７年１２月２５日規則第５１号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２８年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に旧様式により受理している申請書は、この規則によるものとみなす。

（様式に関する経過措置）

３　この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成２９年６月３０日規則第６２号）

この規則は、平成２９年７月１日から施行する。

附　則（平成３０年１２月１２日規則第５１号）

この規則は、平成３１年７月１日から施行する。

附　則（令和元年６月２８日規則第５号）

（施行期日）

１　この規則は、令和元年９月１日から施行する。ただし、様式第１号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の第４条及び第６条の規定は、この規則の施行の日以後に

行われた子どもに対する医療に係る支払の請求について適用し、同日前に行われた子どもに対する医療に係る支払の請求については、なお従前の例による。

附　則（令和３年９月１日規則第５７号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号（第５条、第６条関係）

様式第１号の２（第５条関係）

様式第２号（第６条関係）

様式第２号の２（第６条関係）

様式第２号の３（第７条、第８条関係）

様式第３号（第１１条関係）

様式第４号（第１４条関係）